

平成30年4月26日

保護者 様

市川市立福栄中学校

### 学校感染症における出席停止等の扱いについて

新緑の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また日ごろから本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さてこのたび、学校感染症における出席停止等の扱いが一部変更されることとなりました。つきましては年度当初でもありますので、改めて学校感染症の取り扱いについてお知らせいたします。

裏面の、第一種、第二種、第三種（その他の感染症を除く）の感染症の診断を受けた場合は出席停止扱いとなりますので、速やかに学校へ連絡のうえ、ご家庭で安静にされるようお願いいたします。出席停止期間は「欠席」扱いにはなりません。医師の指示により、登校が許可されましたら「治癒証明書」を持って登校してください。なお、「インフルエンザ」については、「治癒証明書」は必要ありません。

第三種のうち「その他の感染症」（溶連菌感染症・感染性胃腸炎・マイコプラズマ感染症・伝染性紅斑（リンゴ病）・手足口病・ヘルパンギーナ等）については、市川市教育委員会からの指導により、今年度から基本的に出席停止扱いとせず、風邪等と同様に病欠欠席扱いとすることとなりました。よって治癒証明書の提出も不要となります。（裏面参照）

下線の部分が変更になりました。よろしくお願いたします。

なお不明な点などについては本校養護教諭までお問い合わせください。

学校感染症の取り扱いについて

※この部分に変更になりました。

第一種	第二種	第三種	
			その他の感染症
エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 ペスト マールブルグ熱 ラッサ熱 重症急性呼吸器症候群 (SARS コロナウイルスに限る) 中東呼吸器症候群 (MARS コロナウイルスに限る) 痘そう コレラ 急性灰白髄炎(ポリオ) 細菌性赤痢 ジフテリア 腸チフス及びパラチフス	百日咳 麻疹(はしか) 流行性耳下腺炎 (おたふく風邪) 風疹 水痘(水ぼうそう) 咽頭結膜熱(プール熱) 結核 髄膜炎菌性髄膜炎 インフルエンザ	流行性角結膜炎 (はやり目) 急性出血性結膜炎 腸管出血性大腸菌感 染症 細菌性赤痢 腸チフス・パラチフ ス コレラ	溶連菌感染症 感染性胃腸炎 マイコプラズマ感染症 伝染性紅班(リンゴ病) 手足口病 アタマジラミ 伝染性軟属腫(水いぼ) 伝染性膿痂疹(とびひ) ヘルパンギーナ ウイルス性肝炎(A) 等
治癒証明書 <b>必要</b>	治癒証明書 <b>必要</b> ※インフルエンザのみ 治癒証明書は必要あり ません。	治癒証明書 <b>必要</b>	治癒証明書 <b>不要</b> *基本的に病欠扱い(重大 な流行等がない限り、出席 停止にはなりません。)

学校保健安全法施工規則第18条(感染症の種類)

《注意》

- ★第一種感染症、第二種感染症、その他の感染症以外の第三種感染症にかかった場合は、これまで通り、出席停止となりますので、速やかに学校までご連絡ください。医師の許可がおり登校する際は、治癒証明書が必要となります。
- ★インフルエンザにつきましては、引き続き、治癒証明書の提出は必要ありません。ただし医師の指示のもと、出席停止期間を守ってください。
- ★「その他の感染症」が出席停止となる場合(重大な流行のおそれがある場合等)は、学校よりご連絡させていただきます。その際は、「治癒証明書」の提出が必要となりますので、ご了承ください。
- ★ご不明な点等がございましたら、学校までお問い合わせください。